道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五号様式備考(3)を削り、備考(4)を備考(3)とし、備考(5)から備考(10)までを一ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。